農地法については、平成21年に抜本改正を行い、①一般法人の貸借での参入規制の緩和、② 農地取得の下限面積の実質自由化など農業への参入を促進し、限りある我が国の農地を有効利 用するために大幅に見直し。

【改正農地法のポイント】

個人が農業に参入しやすくする

- 〇 農地を取得する際の下限面積(50a)を緩和
 - → 地域の実情に応じて自由に設定

株式会社でも農地を借りられる ようにする

- 〇 株式会社等の貸借での参入規制を緩和
 - → 全国的に参入可能、農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長

出資という形で農業へ参入しや すくする

- 〇 農業生産法人の要件を緩和
 - → 食品関連企業等からの出資が1/2未満まで可能

農地の確保と適切な利用を 徹底する

- 〇 農地確保のための措置の徹底
 - ・ 転用規制の厳格化→ 病院、学校等の公共転用への協議制の導入
 - ・ 遊休農地対策の強化→ 毎年、全ての農地を対象とした利用状況の調査

平成21年農地法等改正時の検討条項への対応のポイント(農地法改正法附則第19条)

- ① 農業委員会の組織及び運営についての検討
 - 平成24年1月から2月にアンケート調査を実施し(その後、補完調査も実施)、その結果を平成25年2月に公表。

- ② 農地に関する基本的な資料の整備のあり方についての検討
 - ・ 臨時国会提出予定法案において農地台帳等の整備及び公表について法定化する予定。

- ③ 農地が農業上有効に利用されるよう、農地の利用に関連する計画等について検討
- ④ 農地転用許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等についての検討
 - ・ 農地の確保は食料自給率等と密接不可分の政策であることから、食料・農業・農村基本計画(平成22年3月閣議決定)をおおむね5年ごとに見直す中で、これらについて検討していく予定。
- ⑤ 関係法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律についての検討
 - 農地法及び基盤法については、臨時国会提出予定法案において必要な措置を講ずる予定。
 - ・ 農協については、毎年10月1日現在で調査を行い、農協による農業経営の実施状況を把握しているところ。

農地法 (昭和27年7月15日法律第229号)

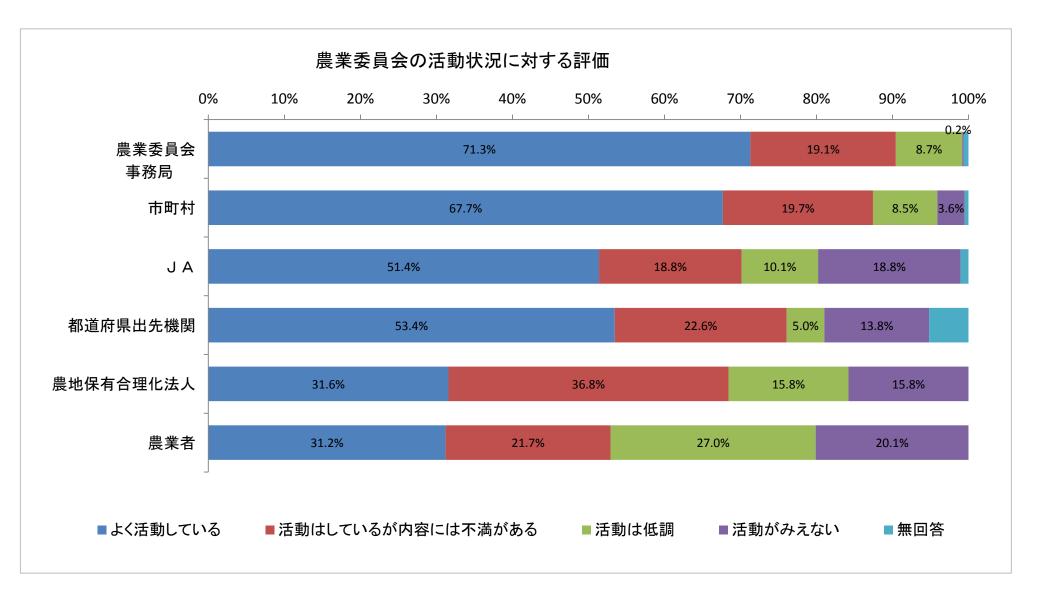
附 則 (平成21年6月24日法律第57号) 抄(抜粋)

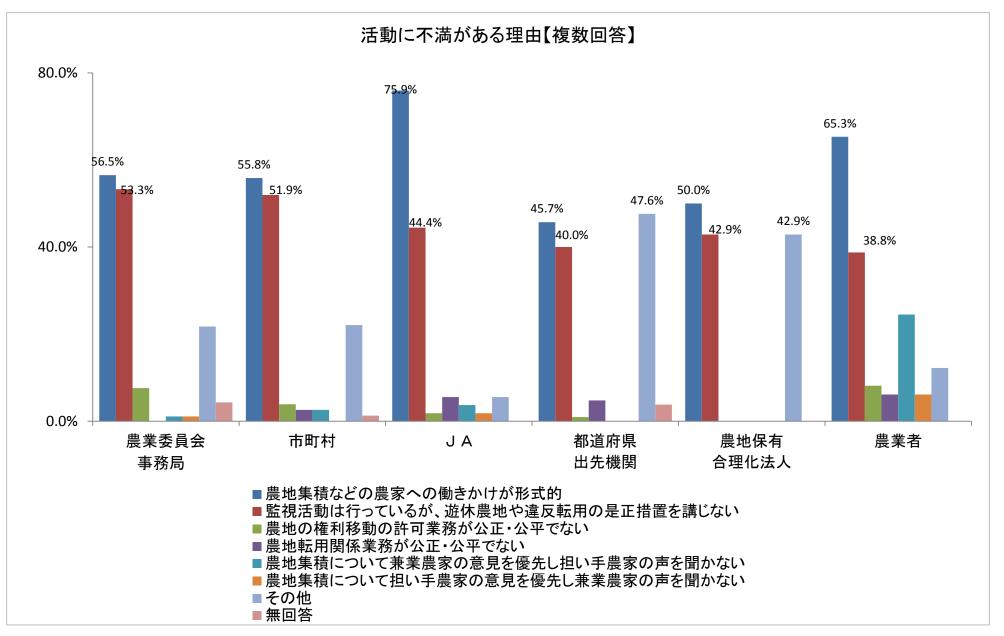
(検討)

- 第19条 政府は、農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織及び運営について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、農地の農業上の利用の増進等を図る上で農地に係る正確な情報を迅速に提供することが重要であることにかんがみ、農地に関する基本的な資料の整備の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置 を講ずるものとする。
- 3 政府は、国内の農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源である農地が、それぞれの地域において農業 上有効に利用されるよう、農地の利用に関連する計画その他の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共 団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関 する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めると きは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、前各項に規定するもののほか、この法律の施行後5年を目途として、新農地法、新基盤強化法、新農 振法及び新農協法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加 え、

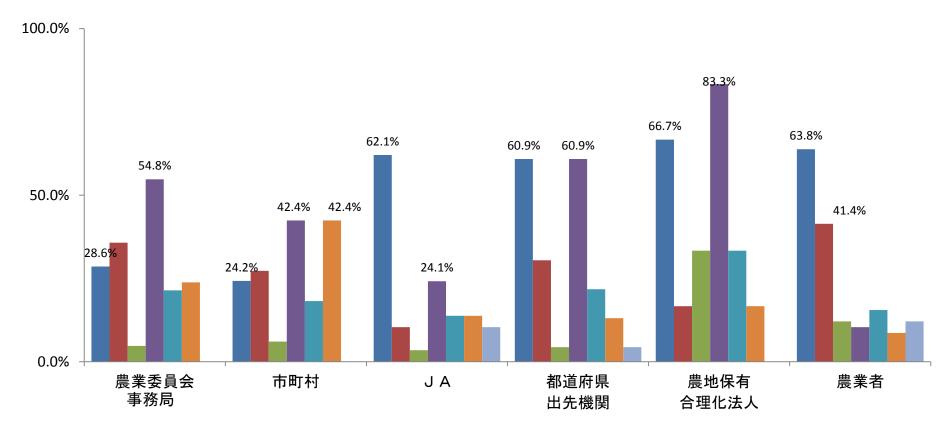
その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農業委員会のあり方に対する農業者等の意見









- ■農業委員は名誉職になっているから
- ■農業委員は関係者ばかりになっているから
- ■農業委員会の活動に必要な予算が不足
- ■無回答

- ■農業委員には兼業農家が多いから
- ■農業委員会事務局の人手が不足しているから
- ■その他

